

免許記録等の閲覧の手続について

【閲覧について】

・令和7年10月1日以後、電子申請により免許、許可等を受けた免許局および登録局（※1）の免許記録（デジタル化した免許状）等は、「電波利用電子申請」のウェブサイトで閲覧できます。（下図①）

※上記の場合は、既に免許記録等を閲覧できる状態となっておりますので、別途閲覧請求を行っていただく必要はございません。

【閲覧請求について】

・令和7年10月1日より前に免許等を受けている場合、免許記録等を閲覧するために、「電波利用電子申請」のウェブサイトで閲覧請求の手続きを行うことができます。

・令和7年10月1日以後、書面申請により免許、許可等を受けた場合も、免許記録等を閲覧するために「電波利用電子申請」にて請求いただくことができます。（※2）（下図②）

※1 免許記録等が閲覧できる状態であっても、免許記録等の記載に変更が生じる変更申請を書面申請で行った場合は、免許記録の閲覧ができなくなるため、再度、閲覧請求が必要となります。

※2 令和7年10月1日以後、書面により申請いただく場合は、原則として免許事項証明書（ウェブサイトで閲覧できる免許記録等に記録されている事項を証明した書面）の請求（有料）が必要です

※3 免許状等のデジタル化について、詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

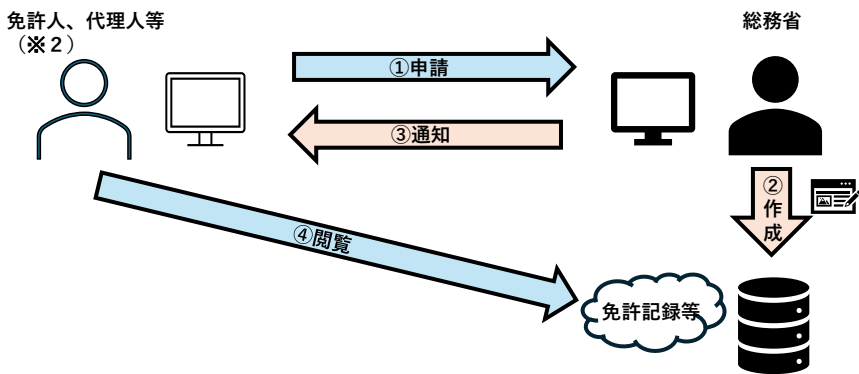
（手続方法について）

・免許記録の閲覧請求は、電子申請のみでの手続です。

・手続方法については、[こちら](#)をご覧ください。（請求手数料は無料です。）

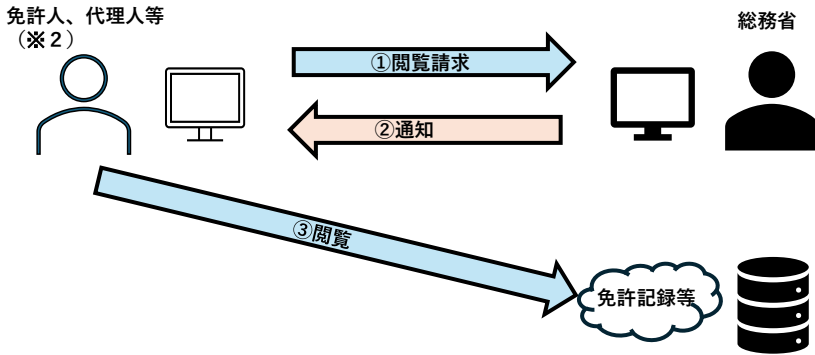
【閲覧について（図①）】

（※1）



【閲覧請求について（図②）】

（※1、3）



（※1）令和7年10月1日より前に免許、登録をうけている場合は、電子申請により閲覧請求をする必要があります。

（※2）書面委任を受けた代理人等より電子申請を行う場合、免許人及び代理人等は総務省電波利用電子申請システム（以下、ウェブサイトとする）上で免許記録等が閲覧できないため、免許記録等が作成、変更される申請については、別途、免許事項証明書（ウェブサイト
で閲覧できる免許記録等に記録されている事項を証明した書面）の請求（有料）が必要です。

（※3）現在交付されている免許状等は、記載されている事項が変わらない限りにおいて、そのまま備付け・掲示することができるため、別途、免許記録等の閲覧請求は不要です。